

半 期 報 告 書

(第10期中) 自 平成20年 1 月 1 日
至 平成20年 6 月 30 日

アンジェス MG株式会社

(E05301)

第10期中（自平成20年1月1日 至平成20年6月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

アンジェス MG株式会社

目 次

	頁
第10期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【業績等の概要】	5
2 【生産、受注及び販売の状況】	7
3 【対処すべき課題】	8
4 【経営上の重要な契約等】	10
5 【研究開発活動】	11
第3 【設備の状況】	13
1 【主要な設備の状況】	13
2 【設備の新設、除却等の計画】	13
第4 【提出会社の状況】	14
1 【株式等の状況】	14
2 【株価の推移】	27
3 【役員の状況】	27
第5 【経理の状況】	28
1 【中間連結財務諸表等】	29
2 【中間財務諸表等】	55
第6 【提出会社の参考情報】	67
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	68
中間監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年9月12日

【中間会計期間】 第10期中(自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)

【会社名】 アンジェス MG株式会社

【英訳名】 AnGes MG, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山 田 英

【本店の所在の場所】 大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号
彩都バイオインキュベータ4階

【電話番号】 072-643-3590

【事務連絡者氏名】 経理部長 植 田 俊 道

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝五丁目20番14号
三田鈴木ビル5階

【電話番号】 03-5730-2753

【事務連絡者氏名】 経理部長 植 田 俊 道

【縦覧に供する場所】 アンジェス MG株式会社 東京支社
(東京都港区芝五丁目20番14号 三田鈴木ビル5階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第8期中	第9期中	第10期中	第8期	第9期
会計期間	自 平成18年 1月1日 至 平成18年 6月30日	自 平成19年 1月1日 至 平成19年 6月30日	自 平成20年 1月1日 至 平成20年 6月30日	自 平成18年 1月1日 至 平成18年 12月31日	自 平成19年 1月1日 至 平成19年 12月31日
事業収益 (千円)	1,648,143	711,271	506,201	2,912,166	1,720,098
経常損失 (千円)	125,668	934,056	1,520,022	1,137,656	1,730,813
中間(当期)純損失 (千円)	140,253	945,588	1,570,248	1,114,761	1,728,450
純資産額 (千円)	7,645,656	13,233,841	10,576,687	6,758,959	12,305,527
総資産額 (千円)	9,207,633	14,426,292	11,862,159	8,063,537	13,182,423
1株当たり純資産額 (円)	73,051.64	112,755.54	89,679.00	65,190.13	104,571.65
1株当たり中間(当期) 純損失 (円)	1,364.18	8,512.93	13,376.27	10,803.81	15,154.20
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	82.1	91.2	88.9	83.8	93.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	93	△906,453	△1,153,625	△898,036	△1,976,242
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△349,762	△2,652,903	716,405	△703,667	△3,668,456
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	352,740	7,392,220	18,334	395,443	7,446,496
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)	5,677,174	8,323,510	5,836,853	4,478,255	6,276,024
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	92 (24)	96 (22)	98 (16)	93 (22)	91 (21)

(注) 1 事業収益には消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、ストック・オプション制度導入に伴う新株引受権及び新株予約権残高がありますが、1株当たり中間(当期)純損失が計上されているため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期中	第9期中	第10期中	第8期	第9期
会計期間	自 平成18年 1月1日 至 平成18年 6月30日	自 平成19年 1月1日 至 平成19年 6月30日	自 平成20年 1月1日 至 平成20年 6月30日	自 平成18年 1月1日 至 平成18年 12月31日	自 平成19年 1月1日 至 平成19年 12月31日
事業収益 (千円)	1,596,437	672,328	504,823	2,858,962	1,679,801
経常損失 (千円)	174,712	971,930	1,392,013	903,453	1,641,766
中間(当期)純損失 (千円)	177,617	992,076	2,165,826	950,273	1,681,677
資本金 (千円)	5,671,924	9,411,460	9,448,618	5,693,655	9,439,094
発行済株式総数 (株)	103,507	116,679	117,511	103,662	117,213
純資産額 (千円)	7,563,475	13,313,961	10,240,143	6,958,343	12,526,594
総資産額 (千円)	9,128,807	14,532,157	11,531,444	8,267,700	13,413,125
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	82.9	91.6	88.5	84.1	93.2
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	64 (17)	67 (16)	69 (10)	66 (16)	64 (15)

- (注) 1 事業収益には消費税等は含まれておりません。
2 提出会社の「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間(当期)純損失」及び「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」については、中間連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

事業の種類別セグメントを記載していないため、事業別の従業員数を示すと、次のとおりであります。

平成20年6月30日現在

事業別	従業員数(名)
医薬品	60(8)
その他	13(4)
全社(共通)	25(4)
合計	98(16)

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を()に外数で記載しております。

2 全社(共通)として記載されている従業員数は、事業開発部門及び管理部門に所属している者であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	69(10)
---------	--------

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除く就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を()に外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係については良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済については、アジア向けを中心に輸出が減少し、個人消費及び設備投資についても一部に弱い動きがみられており、景気回復は足踏み状態にあります。先行きについては、サブプライム住宅ローン問題を原因とする米国の景気後退懸念、原油価格の動向等から、景気の下振れリスクが高まっていることに留意する必要があります。

一方で、わが国医薬品業界については、医療費抑制政策により医療用医薬品市場の伸びが鈍化していること、外資系企業の攻勢が続いていることから、わが国製薬企業は、世界で販売できる新薬の開発がより一層重要な課題になっております。

このような状況の下、当社グループ(当社及び連結子会社3社)では、遺伝子医薬品の研究開発を着実に進めるとともに、新たな提携候補先との契約交渉を行うなど、事業の拡大を図ってきました。当中間連結会計期間の連結業績は、以下の通りです。

当中間連結会計期間の事業収益は5億6百万円(前年同期比2億5百万円(△28.8%)の減収)となりました。

医薬品事業に関しては、ムコ多糖症VI型治療薬「ナグラザイム」を平成20年4月に発売し、当社としては初めての医薬品販売による事業収益が計上されました。

さらに、当社グループは、虚血性疾患治療剤「コラテジェン」(HGF遺伝子治療薬)、NF-κBデコイオリゴのアトピー性皮膚炎領域の医薬品開発の進捗に伴い、提携先の第一三株式会社、アルフレッサファーマ株式会社から開発協力金を受け入れ、事業収益として計上しております。

医薬品事業以外のその他の事業については、HVJ-E非ウイルス性ベクター遺伝子機能解析用試薬キットに関して石原産業株式会社と、NF-κBデコイオリゴを含むデコイ型核酸に関して株式会社ジーンデザイン及び北海道システム・サイエンス株式会社と提携しており、これら研究用試薬の販売額の一定率をロイヤリティとして受け入れ、事業収益に計上しております。

当中間連結会計期間における研究開発費は18億6百万円(前年同期比2億73百万円(17.9%)の増加)となりました。研究開発の詳細は「第2 事業の状況」の「5 研究開発活動」をご参照ください。

以上の結果、当中間連結会計期間の営業損失は16億51百万円(前年同期の営業損失は11億16百万円)となりました。提携先であるバイカル インクによるメラノーマを対象としたAllovectin-7の開発の進展により、研究開発費が増加したため、前年同期より赤字幅は拡大しております。

当中間連結会計期間の経常損失は15億20百万円(前年同期の経常損失は9億34百万円)となりました。営業赤字の拡大に加えて、補助金収入の減少等により、前年同期より赤字幅は拡大しております。

当中間連結会計期間の中間純損失は、上記の理由に加えて、子会社であるジェノメディア株式会社に関連したのれん償却額を特別損失に計上したこと等により、15億70百万円(前年同期の中間純損失は9億45百万円)となりました。

所在地別セグメントの業績は、日本は、事業収益5億6百万円、営業損失16億61百万円となり、北米は事業収益1億56百万円、営業利益7百万円、欧州は事業収益8百万円、営業利益0百万円となりました。なお、日本の事業収益は外部顧客に対するものであり、北米及び欧州の事業収益はセグメント間の事業収益であります。この詳細は本報告書「第一部 企業情報 第5 経理の状況 1 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報) 所在地別セグメント情報」をご参照ください。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ4億39百万円減少し、58億36百万円となりました。当中間連結会計期間のキャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、11億53百万円(前年同期は9億6百万円の資金の使用)となりました。前渡金の減少額が2億84百万円(前年同期は前渡金の増加額16百万円)となったものの、税金等調整前中間純損失が15億93百万円(前年同期の税金等調整前中間純損失は9億51百万円)となったこと等により、前年同期より支出が増加しております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は、7億16百万円(前年同期は26億52百万円の資金の使用)となりました。短期の資金運用により、有価証券の取得による支出15億1百万円を計上しましたが、有価証券の償還による収入24億円等を計上しております。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、18百万円(前年同期は73億92百万円の資金の獲得)となりました。ストック・オプションの権利行使により、株式の発行による収入が18百万円計上されております。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

事業別	金額(千円)	前年同期比(%)
医薬品	483,627	△26.4
その他	2,557	△96.9
合計	486,185	△34.2

- (注) 1 金額は、販売価格によっております。
2 金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当中間連結会計期間における受注実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

事業別	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
医薬品	24,432	—	—	—
その他	952	—	952	—
合計	25,384	2,565.4	952	—

- (注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

事業別	金額(千円)	前年同期比(%)
医薬品	503,644	△24.8
その他	2,557	△93.8
合計	506,201	△28.8

- (注) 1 金額には、消費税等は含まれておりません。
2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、以下のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
第一三共株式会社	590,040	83.0	436,852	86.3
アルフレッサ ファーマ株式会社	80,053	11.3	43,538	8.6

3 【対処すべき課題】

当社グループは、創薬系バイオベンチャーとして対処すべき課題を以下のように考えています。

(1) 現状事業の強化

当社グループは、虚血性疾患治療剤「コラテジェン」やNF- κ Bデコイオリゴなどいくつかの開発プロジェクトを進めております。当社グループは、これら現状事業を着実に進めることが最も重要な課題であると考えております。このため、プロジェクトを進める人材の確保及び充実に努める方針です。

(2) 新規プロジェクトの立ち上げ

当社グループは、現状プロジェクトの研究開発を進めることが最重要課題であると考えておりますが、医薬品開発リスクを分散させ、企業価値を向上させるためには、新規プロジェクトを立ち上げて開発ポートフォリオを充実させることが課題であると考えております。このため、虚血性疾患治療剤「コラテジェン」の効能追加、剤型追加等のライフサイクルマネジメント、海外の製薬会社やバイオベンチャーからの技術導入、国内外の大学などの新しいシーズの権利取得等により、新規プロジェクトを立ち上げていくことを検討しています。

(3) 海外開発体制の強化

虚血性疾患治療剤「コラテジェン」及びNF- κ Bデコイオリゴは、日本のみならず、米国や欧州にも数多くの対象患者がおり、これら遺伝子医薬の開発には潜在市場の大きい海外での事業展開が課題になります。このため、当社グループは、米国及び英国に海外子会社を設置しています。海外開発拠点については、今後も人材の充実などに努めてまいります。

(4) 国内販売体制の強化

当社グループは、当中間連結会計期間においてムコ多糖症VI型治療薬「ナグラザイム」を上市し、自社販売を開始しております。当社グループは、プロジェクト毎に自社販売の可能性を検討し、今後も国内販売体制を強化することにしていきます。従いまして、各プロジェクトの開発状況や新製品の導入状況を考慮しながら、販売体制強化に向けた様々な対応策を検討してまいります。

(5) 資金調達の実施

当社グループは、研究開発力強化のための資金調達が課題となります。このため、株式上場以降においても公募増資などによって資金調達をしてまいりました。さらに当社グループとしては、今後も製薬会社との提携による開発協力金の確保や公募増資等の実施によって、研究開発投資などの事業基盤強化のための資金調達の可能性を適時検討してまいります。

(6) 買収防衛策について

① 基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業使命及び企業価値を理解し、

当社の企業価値を中長期的に向上させる者でなければならぬと考えております。

また、当社は、公開会社である以上、当社株式の取引は、株主、投資家の自由意思に委ねるのが原則であり、大規模買付行為がなされた場合においても、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、大規模買付の手法によっては、株主の皆様が当該買付に応じるか否かについて検討するための十分な情報、機会を与えられることのないまま、やむなく買付に応じるという判断を行わざるを得ない状況が生じる可能性が否定できません。とりわけ当社は、難病の患者様に対する新薬開発を企業使命としており、患者様の生命や健康に直結する事業を進めていること、世界の先進国でもまだ商品化されていない遺伝子治療薬の研究開発を事業領域としていることから、その経営においては高い倫理観と遺伝子治療薬開発をはじめとするバイオテクノロジーに関する専門的な知識・ノウハウ等が要求されております。

従いまして、当社は、大規模買付行為がなされる場合に、株主の皆様提供される情報、検討機会を確保するための相当かつ適切な対応をとることが必要であると考えております。

② 基本方針実現に資する具体的な取り組み

(a) 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、当社の企業価値を維持、向上させ、投資家の皆様により長期的に当社に投資を継続していただくために、中期経営計画に基づき、現状の各プロジェクトの開発を着実に進め、事業化を進めるとともに、開発ポートフォリオの充実のため、他社との提携も含めた新規プロジェクトの立ち上げを検討し、進めてまいります。

(b) 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組み

当社は、平成18年2月23日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針を決定し、平成19年2月26日開催の取締役会において、かかる対応方針を継続するとともに、その内容について一部変更し、当該変更した対応方針(以下、「本プラン」)の導入について平成19年3月30日開催の当社定時株主総会にて承認を得ております。

本プランは、大規模買付者が従うべき大規模買付ルールと、大規模買付行為に対して当社が取りうる対応方針から構成されております。大規模買付ルールの内容は、特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」)を行おうとする者に対し、(a)大規模買付の目的、方法及び内容、大規模買付後の事業計画等についての情報提供と、(b)当社取締役会による適切な評価期間(90日)の確保を要請するものです。当社取締役会は、評価期間中、外部専門家等の助言を受けながら、提供された情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、適切と判断する時点で公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、対抗措置(新株予約権の無償割当て)を決議することができるものとします。対抗措置の発動は、大規模

買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合に限定されるため、当社取締役会の恣意的な判断に依存するものではありません。

対抗措置としての新株予約権の無償割当ては、具体的には、一定の基準日現在の株主に対し、その所有株式1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てるものです。新株予約権には、大規模買付者を含む特定の株主グループによる権利行使が認められないという行使条件を付し、当社が大規模買付者を含む特定の株主グループ以外の株主の皆様から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する取得条件を付しています。

本プランの導入後であっても対抗措置が発動されない限り、株主及び投資家の皆様に直接的な影響が生じることはありません。一方、対抗措置が発動された場合、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者においては、その持株比率が低下し、自己の持株の価値が減少する(いわゆる「希釈化」という不利益を受けること)になります。また、この場合、新株予約権の無償割当てが実施され、当社が大規模買付者以外の株主の皆様から当社株式と引き換えに新株予約権を取得した場合には、大規模買付者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使なしで当社株式を受領することになります。当社取締役会が対抗措置の発動を決定した場合には、適時適切な開示を行います。

本プランの有効期間は、平成19年4月1日から、平成20年開催の定時株主総会の日までとし、本プランを継続するか否かについては、平成20年開催の定時株主総会にて審議、決定することとし、以後も同様となっております。本プランの継続につきましては、平成20年2月25日の当社取締役会にて決議し、平成20年開催の定時株主総会にて既に承認を得ております。なお、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会は、本プランを廃止することができ、この場合、当該決議が行われた日をもって本プランは廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、株主総会決議の趣旨に反しない限度で本プランを修正し、又は変更することができるものとします。当社は、本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、変更の内容又は廃止について速やかに情報開示します。

なお、本プランの詳細は平成19年2月26日付で「大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)に関するお知らせ」として公表されております。

③ 具体的な取り組みに対する取締役会の判断及びその理由

上記②(a)の取り組みは、当社の企業価値を持続的に向上させるためのものであり、また、上記②(b)の本プランは、株主全体の利益を保護するという観点から、株主の皆様を提供される情報、検討機会を十分に確保する目的とするものであり、対抗措置の発動は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合に限定されるため、当社取締役会の恣意的な判断に依存するものではなく、当社取締役の地位の維持を目的とするものでもないことから、上記①の基本方針に沿い、当社株主全体の利益に合致するものと考えております。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

5 【研究開発活動】

当中間連結会計期間における研究開発費は18億6百万円(前年同期比2億73百万円(17.9%)の増加)となりました。

当社グループでは、以下のプロジェクトを中心に研究開発を進めました。

虚血性疾患治療剤「コラテジェン」に関しては、重症虚血肢を有する閉塞性動脈硬化症及びパーバージャー病を適応症として、平成20年3月、国内で製造販売承認申請をいたしました。本剤は、従来の薬物とは異なる新しい作用機序を有する薬剤で、従来の薬物療法で効果が不十分な患者、手術の施行が困難な患者等に効果が期待されております。

一方、米国においては、平成20年6月、米国食品医薬品局(FDA)との間で、End of Phase II meetingを開催し、次相の臨床試験の準備を進めております。

NF- κ Bデコイオリゴに関しては、日本でのアトピー性皮膚炎に対する第II相臨床試験の結果、いくつかの評価指標で有効性を示唆する結果が得られました。当社は、現在、同試験結果に基づき、第III相臨床試験の実施を検討しております。

連結子会社ジェノメディア株式会社においては、新規有用遺伝子の探索研究、HVJ-E非ウイルス性ベクターを用いた癌免疫療法剤の研究開発を進めております。

一方、提携開発品については、平成20年3月、ムコ多糖症VI型治療薬「ナグラザイム」の国内での製造販売承認を取得し、同年4月に新発売いたしました。本剤は、当社にとって製造販売承認を取得し、自社販売する初めての製品となりました。ナグラザイムは、ムコ多糖症VI型患者で欠損している酵素を外部から補う、いわゆる酵素補充療法を目的として開発された薬剤です。ムコ多糖症VI型に対する従来の治療法としては、骨髄移植術がありますが、ドナー確保の問題や移植に伴うリスクがあり、より安全で有効な治療法が求められていました。

STAT-1デコイオリゴについては、提携先のアヴォンテック ゲーエムベーハーが欧州で実施していた喘息に対する前期第II相臨床試験において、安全性は確認されたものの、同試験で設定していた期待通りの効果は確認されませんでした。同社では、同試験のデータを更に解析し、今後の開発戦略を検討しています。

医薬品開発の状況

<自社品>

プロジェクト	対象疾患	地域	開発段階	主な提携先
コラテジェン (HGF遺伝子治療薬)	末梢性血管疾患	日本	申請中	第一三共株式会社 (販売権供与)
		米国	第Ⅲ相準備中	
	虚血性心疾患	日本	臨床準備中	
		米国	第Ⅰ相	
パーキンソン病		前臨床	未定	
NF-κBデコイオリゴ	アトピー性皮膚炎	日本	第Ⅱ相	アルフレッサ ファーマ 株式会社 (共同開発)
		欧米	前臨床	マイヤー ファーマシュー ティカルズ社(米) (開発販売権供与)
	整形外科疾患	欧米	前臨床	
	呼吸器疾患	欧米	前臨床	
	炎症性腸疾患	欧米	前臨床	
	乾癬	米国	前臨床	アヴォンテック社(独) (開発販売権供与)
		欧州	前臨床	
血管再狭窄予防		前臨床	メディキット株式会社 株式会社ホソカワ粉体 技術研究所 (共同探索研究)	

<提携開発品>

プロジェクト	対象疾患	地域	開発段階	開発企業	当社の権利
ナグラザイム	ムコ多糖症Ⅵ型	日本	平成20年4月 発売開始	当社	日本の開発、販売権
Allovectin-7	メラノーマ	米国	第Ⅲ相	バイカル社(米)	米国等売上高に対する ロイヤリティ受取権、 アジアの開発販売権
STAT-1デコイオリゴ	喘息	欧州	前期第Ⅱ相	アヴォンテック社 (独)	アジア地域の製造、 開発、販売権
	乾癬	欧州	前期第Ⅱ相	アヴォンテック社 (独)	アジア地域の製造、 開発、販売権

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について重要な変更はありません。

また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	370,464
計	370,464

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年9月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	117,511	117,511	東京証券取引所 マザーズ市場	—
計	117,511	117,511	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成20年9月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む)により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5に基づく特別決議による新株引受権

株主総会の特別決議日(平成13年8月3日)		
	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	① 3,173 ② 40 (注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり50,000 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	①平成15年8月5日～ 平成23年6月30日 ②平成14年6月1日～ 平成23年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株引受権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 株式数は、当社が株式分割等により、発行価額を下回る払込価額で新株を発行する時は次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後新株数} = \frac{\text{調整前株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

2 発行価額は、当社が株式分割等によりこの発行価額を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

株主総会の特別決議日(平成14年1月31日)		
	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	668 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり280,396 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成16年2月1日～ 平成23年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 280,396 資本組入額 140,198	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株引受権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 株式数は、当社が株式分割等により、発行価額を下回る払込価額で新株を発行する時は次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後新株数} = \frac{\text{調整前株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

2 発行価額は、当社が株式分割等によりこの発行価額を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

株主総会の特別決議日(平成14年3月29日)		
	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	162 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり280,396 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成16年3月30日～ 平成23年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 280,396 資本組入額 140,198	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株引受権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 株式数は、当社が株式分割等により、発行価額を下回る払込価額で新株を発行する時は次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後新株数} = \frac{\text{調整前株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

2 発行価額は、当社が株式分割等によりこの発行価額を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

② 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権

株主総会の特別決議日(平成14年6月21日)		
	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(個)	339 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	339 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり280,396 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成16年6月22日～ 平成23年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 280,396 資本組入額 140,198	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

2 株式数は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

3 払込価額は、当社が株式分割等によりこの払込価額を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により調整されます。

$$\text{調整後払込価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

株主総会の特別決議日(平成15年3月27日)		
	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(個)	700 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	700 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり891,785 (注) 3、4	同左
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日～ 平成24年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 891,785 資本組入額 445,893	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数のみについて行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(併合)の比率

- 3 払込価額は、新株予約権の発行後、時価を下回る価額で新株の発行を行う場合又は時価を下回る価額での自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資の場合、新株予約権並びに平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5に基づく新株引受権の行使の場合を除く)(以下、両者あわせて「新規発行(処分)」という)は、次の算式により調整されます。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行(処分)の前において当社が所有する自己株式数は含まれません。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

- 4 新株予約権の発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割(併合)の比率}}$$

株主総会の特別決議日(平成16年3月30日)		
	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(個)	490 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	① 440 ② 50 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	① 1株当たり671,779 ② 1株当たり584,000 (注) 3、4	同左
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日～ 平成25年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	①発行価格 671,779 資本組入額 335,890 ②発行価格 584,000 資本組入額 292,000	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数のみについて行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(併合)の比率}$$

- 3 払込価額は、新株予約権の発行後、時価を下回る価額で新株の発行を行う場合又は時価を下回る価額での自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資の場合、新株予約権並びに平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5に基づく新株引受権の行使の場合を除く)(以下、両者あわせて「新規発行(処分)」という)は、次の算式により調整されます。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行(処分)の前において当社が所有する自己株式数は含まれません。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

- 4 新株予約権の発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割(併合)の比率}}$$

株主総会の特別決議日(平成17年3月30日)		
	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(個)	565 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	565 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり807,975 (注) 3、4	同左
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日～ 平成26年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 807,975 資本組入額 403,988	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数のみについて行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(併合)の比率

- 3 払込価額は、新株予約権の発行後、時価を下回る価額で新株の発行を行う場合又は時価を下回る価額での自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資の場合、新株予約権並びに平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5に基づく新株引受権の行使の場合を除く)(以下、両者あわせて「新規発行(処分)」という)は、次の算式により調整されます。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行(処分)の前において当社が所有する自己株式数は含まれません。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

- 4 新株予約権の発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割(併合)の比率}}$$

株主総会の特別決議日(平成18年3月30日)		
	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(個)	1,025 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	① 850 ② 175 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	① 1株当たり762,396 ② 1株当たり583,000 (注) 3、4	同左
新株予約権の行使期間	① 平成20年4月1日～ 平成27年12月31日 ② 平成20年12月26日～ 平成27年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	① 発行価格 762,396 資本組入額 381,198 ② 発行価格 583,000 資本組入額 291,500	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数のみについて行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(併合)の比率}$$

- 3 払込価額は、新株予約権の発行後、時価を下回る価額で新株の発行を行う場合又は時価を下回る価額での自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資の場合、新株予約権並びに平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5に基づく新株引受権の行使の場合を除く)(以下、両者あわせて「新規発行(処分)」という)は、次の算式により調整されます。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行(処分)の前において当社が所有する自己株式数は含まれません。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

- 4 新株予約権の発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割(併合)の比率}}$$

③ 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく特別決議による新株予約権

株主総会の特別決議日(平成19年3月30日)		
	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(個)	490 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	① 135 ② 355 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	① 1株当たり636,195 ② 1株当たり651,000 (注) 3、4	同左
新株予約権の行使期間	① 平成21年5月9日～ 平成28年12月31日 ② 平成21年12月5日～ 平成28年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	① 発行価格 636,195 資本組入額 318,098 ② 発行価格 651,000 資本組入額 325,500	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 6	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数のみについて行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割(併合)の比率

- 3 払込価額は、新株予約権の発行後、時価を下回る価額で新株の発行を行う場合又は時価を下回る価額での自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)(以下、両者あわせて「新規発行(処分)」という)は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行(処分)の前において当社が所有する自己株式数は含まれません。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たりの払込金額又は処分価額}}{\text{新規発行(処分)前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

- 4 新株予約権の発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割(併合)の比率}}$$

- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定いたします。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記3、4で定められる払込価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注)6に準じて決定する。
- 6 下記に掲げる議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合は)、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社が発行する全部の株式を内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- なお、新株予約権者が権利行使の条件を満たさずに新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合には、取締役会の決議をもって当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- また、新株予約権者がその有する新株予約権の全部又は一部について権利放棄を行った場合には、取締役会の決議をもって当該権利放棄された新株予約権についても、無償で取得することができるものとします。

株主総会の特別決議日(平成20年3月28日)		
	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(個)	390 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	390 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり428,551 (注) 3、4	同左
新株予約権の行使期間	平成22年5月13日～ 平成29年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 428,551 資本組入額 214,276	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 6	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数のみについて行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割(併合)の比率

- 3 払込価額は、新株予約権の発行後、時価を下回る価額で新株の発行を行う場合又は時価を下回る価額での自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)(以下、両者あわせて「新規発行(処分)」という)は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行(処分)の前において当社が所有する自己株式数は含まれません。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たりの払込金額又は処分価額}}{\text{新規発行(処分)前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

- 4 新株予約権の発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割(併合)の比率}}$$

- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定いたします。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記3、4で定められる払込価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注)6に準じて決定する。
- 6 下記に掲げる議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合は)、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社が発行する全部の株式を内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- なお、新株予約権者が権利行使の条件を満たさずに新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合には、取締役会の決議をもって当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- また、新株予約権者がその有する新株予約権の全部又は一部について権利放棄を行った場合には、取締役会の決議をもって当該権利放棄された新株予約権についても、無償で取得することができるものとします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年1月1日～ 平成20年6月30日 (注)	298	117,511	9,523	9,448,618	9,523	7,759,361

(注) 新株引受権・新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	平成20年6月30日現在	
		所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
森下 竜一	大阪府吹田市	12,170	10.35
中村 敏一	京都府京都市左京区	7,000	5.95
有限会社イー・シー・エス	東京都杉並区高井戸西2-16-20	3,925	3.34
森下 翔太	大阪府吹田市	2,400	2.04
森下 真弓	大阪府吹田市	2,200	1.87
バイオフロンティア・グロー バル投資事業組合 業務執行組合員 株式会社バイオフロンティアパ ートナーズ	東京都中央区八重洲2-2-1	2,130	1.81
小谷 均	兵庫県西宮市	1,861	1.58
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,630	1.38
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	1,517	1.29
富田 憲介	東京都杉並区	1,503	1.27
計	—	36,336	30.92

(注) 上記の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 1,630株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 1,517株

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 117,511	117,501	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	117,511	—	—
総株主の議決権	—	117,501	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の株式数には、証券保管振替機構名義の失念株10株が含まれております。
2 「完全議決権株式(その他)」欄の議決権の数には、証券保管振替機構名義の失念株(議決権10個)は含まれておりません。

② 【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	602,000	540,000	473,000	470,000	438,000	442,000
最低(円)	426,000	447,000	323,000	380,000	376,000	330,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場における株価を記載しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの間において、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成19年1月1日から平成19年6月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成20年1月1日から平成20年6月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成19年1月1日から平成19年6月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成20年1月1日から平成20年6月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、前中間連結会計期間(平成19年1月1日から平成19年6月30日まで)及び前中間会計期間(平成19年1月1日から平成19年6月30日まで)は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また当中間連結会計期間(平成20年1月1日から平成20年6月30日まで)及び当中間会計期間(平成20年1月1日から平成20年6月30日まで)は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、それぞれ中間連結財務諸表並びに中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成19年6月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成19年12月31日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
I 流動資産								
1	現金及び預金	8,624,304		5,836,853		6,576,024		
2	売掛金	100,878		46,936		99,440		
3	有価証券	1,993,273		2,901,319		3,401,500		
4	たな卸資産	453,992		705,494		572,456		
5	前渡金	800,024		437,112		721,606		
6	前払費用	40,336		27,726		33,542		
7	立替金	2,843		6,861		2,451		
8	信託受益権	500,000		—		—		
9	その他	33,834		31,688		64,023		
	流動資産合計	12,549,487	87.0	9,993,992	84.3	11,471,045	87.0	
II 固定資産								
1 有形固定資産								
	(1) 建物	59,968		59,195		59,233		
	減価償却累計額	△34,214	25,753	△38,659	20,535	△36,608	22,624	
	(2) 機械装置	86,344		54,326		86,344		
	減価償却累計額	△82,208	4,135	△52,045	2,281	△82,208	4,135	
	(3) 工具器具備品	401,795		423,279		402,418		
	減価償却累計額	△301,332	100,463	△337,564	85,714	△317,355	85,063	
	有形固定資産合計	130,352	0.9	108,531	0.9	111,823	0.8	
2 無形固定資産								
	(1) のれん	81,558		—		82,670		
	(2) 特許権	270,420		266,676		264,223		
	(3) その他	50,295		35,846		42,796		
	無形固定資産合計	402,274	2.8	302,523	2.5	389,690	3.0	
3 投資その他の資産								
	(1) 投資有価証券	1,218,915		1,326,525		1,073,226		
	(2) 敷金保証金	40,851		49,434		49,574		
	(3) その他	84,410		81,151		87,061		
	投資その他の資産 合計	1,344,178	9.3	1,457,112	12.3	1,209,862	9.2	
	固定資産合計	1,876,804	13.0	1,868,166	15.7	1,711,377	13.0	
	資産合計	14,426,292	100.0	11,862,159	100.0	13,182,423	100.0	

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成19年6月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成19年12月31日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I		流動負債						
1		99,336		100,902		108,511		
2		89,148		566,007		56,178		
3		6,154		10,675		5,675		
4		22,111		22,181		33,924		
5		961,352		576,159		664,178		
6		14,349		9,545		8,426		
		1,192,451	8.3	1,285,472	10.8	876,895	6.7	
		1,192,451	8.3	1,285,472	10.8	876,895	6.7	
(純資産の部)								
I		株主資本						
1		9,411,460	65.3	9,448,618	79.7	9,439,094	71.6	
2		7,722,202	53.5	7,759,361	65.4	7,749,837	58.8	
3		△3,919,461	△27.2	△6,272,572	△52.9	△4,702,323	△35.7	
		13,214,201	91.6	10,935,406	92.2	12,486,608	94.7	
II		評価・換算差額等						
1		△62,971	△0.4	△384,834	△3.2	△225,219	△1.7	
2		4,973	0.0	△12,303	△0.1	△4,231	△0.0	
		△57,997	△0.4	△397,138	△3.3	△229,451	△1.7	
III		9,261	0.0	38,418	0.3	18,474	0.1	
IV		68,375	0.5	—	—	29,896	0.2	
		13,233,841	91.7	10,576,687	89.2	12,305,527	93.3	
		14,426,292	100.0	11,862,159	100.0	13,182,423	100.0	

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)		前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
I 事業収益							
1 商品売上高	※1	—		24,432		—	
2 研究開発事業収益		711,271	100.0	481,769	100.0	1,720,098	100.0
II 事業費用							
1 売上原価	※1	—		11,574		—	
2 研究開発費	※2	1,532,401		1,806,243		3,147,011	
3 販売費及び 一般管理費	※3	295,263	257.0	339,948	426.3	612,831	218.6
営業損失		1,116,394	△157.0	1,651,564	△326.3	2,039,744	△118.6
III 営業外収益							
1 受取利息		10,392		26,166		39,305	
2 有価証券売却益		4,810		—		5,774	
3 為替差益		8,821		—		—	
4 補助金収入		203,623		125,905		318,658	
5 還付消費税等		1,391		—		1,391	
6 業務受託料	※4	4,523		4,523		9,047	
7 雑収入		85	32.9	2,620	31.5	849	21.8
IV 営業外費用							
1 株式交付費		43,389		712		44,381	
2 投資事業組合 運用損失	※4	7,921		7,633		15,676	
3 為替差損		—	7.2	19,328	5.5	6,036	3.8
経常損失		934,056	△131.3	1,520,022	△300.3	1,730,813	△100.6
V 特別損失							
1 のれん償却額	※5	—		71,774		—	
2 固定資産売却損	※6	—		1,304		—	
3 固定資産除却損	※7	17,240		441		25,287	
4 投資有価証券評価損		—	2.4	—	14.5	9,999	2.1
税金等調整前中間 (当期)純損失		951,297	△133.7	1,593,542	△314.8	1,766,100	△102.7
法人税、住民税 及び事業税		7,410	1.0	6,603	1.3	12,665	0.7
少数株主損失		13,120	1.8	29,896	5.9	50,315	2.9
中間(当期)純損失		945,588	△132.9	1,570,248	△310.2	1,728,450	△100.5

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年12月31日残高(千円)	5,693,655	4,004,398	△2,973,873	6,724,179
中間連結会計期間中の変動額				
新株の発行 (公募増資及び新株予約権等の行使等)	3,717,804	3,717,804		7,435,609
中間純損失			△945,588	△945,588
株主資本以外の項目の 中間連結会計期間中の変動額(純額)				—
中間連結会計期間中の変動額合計 (千円)	3,717,804	3,717,804	△945,588	6,490,021
平成19年6月30日残高(千円)	9,411,460	7,722,202	△3,919,461	13,214,201

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成18年12月31日残高(千円)	32,985	574	33,559	1,219	—	6,758,959
中間連結会計期間中の変動額						
新株の発行 (公募増資及び新株予約権等の行使等)						7,435,609
中間純損失						△945,588
株主資本以外の項目の 中間連結会計期間中の変動額(純額)	△95,956	4,399	△91,557	8,041	68,375	△15,139
中間連結会計期間中の変動額合計 (千円)	△95,956	4,399	△91,557	8,041	68,375	6,474,881
平成19年6月30日残高(千円)	△62,971	4,973	△57,997	9,261	68,375	13,233,841

当中間連結会計期間(自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成19年12月31日残高(千円)	9,439,094	7,749,837	△4,702,323	12,486,608
中間連結会計期間中の変動額				
新株の発行(新株予約権等の行使)	9,523	9,523		19,047
中間純損失			△1,570,248	△1,570,248
株主資本以外の項目の 中間連結会計期間中の変動額(純額)				—
中間連結会計期間中の変動額合計 (千円)	9,523	9,523	△1,570,248	△1,551,201
平成20年6月30日残高(千円)	9,448,618	7,759,361	△6,272,572	10,935,406

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成19年12月31日残高(千円)	△225,219	△4,231	△229,451	18,474	29,896	12,305,527
中間連結会計期間中の変動額						
新株の発行(新株予約権等の行使)						19,047
中間純損失						△1,570,248
株主資本以外の項目の 中間連結会計期間中の変動額(純額)	△159,615	△8,071	△167,686	19,944	△29,896	△177,639
中間連結会計期間中の変動額合計 (千円)	△159,615	△8,071	△167,686	19,944	△29,896	△1,728,840
平成20年6月30日残高(千円)	△384,834	△12,303	△397,138	38,418	—	10,576,687

前連結会計年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年12月31日残高(千円)	5,693,655	4,004,398	△2,973,873	6,724,179
連結会計年度中の変動額				
新株の発行 (公募増資及び新株予約権等の行使等)	3,745,439	3,745,439		7,490,878
当期純損失			△1,728,450	△1,728,450
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)				—
連結会計年度中の変動額合計(千円)	3,745,439	3,745,439	△1,728,450	5,762,428
平成19年12月31日残高(千円)	9,439,094	7,749,837	△4,702,323	12,486,608

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成18年12月31日残高(千円)	32,985	574	33,559	1,219	—	6,758,959
連結会計年度中の変動額						
新株の発行 (公募増資及び新株予約権等の行使等)						7,490,878
当期純損失						△1,728,450
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△258,205	△4,805	△263,010	17,254	29,896	△215,859
連結会計年度中の変動額合計(千円)	△258,205	△4,805	△263,010	17,254	29,896	5,546,568
平成19年12月31日残高(千円)	△225,219	△4,231	△229,451	18,474	29,896	12,305,527

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
1 税金等調整前中間(当期)純損失		△951,297	△1,593,542	△1,766,100
2 減価償却費		72,165	68,775	147,991
3 のれん償却額		5,729	82,670	15,534
4 受取利息		△10,392	△26,166	△39,305
5 為替差損益		△8,273	12,621	△478
6 投資事業組合運用損失		10,898	10,609	21,629
7 固定資産売却損		—	1,304	—
8 固定資産除却損		17,240	441	25,287
9 投資有価証券評価損		—	—	9,999
10 株式交付費		43,389	712	44,381
11 株式報酬費用		8,041	19,944	17,254
12 売上債権の増減額(△は増加)		28,261	52,504	29,699
13 たな卸資産の増減額(△は増加)		△10,550	△133,038	△129,014
14 仕入債務の増減額(△は減少)		△890	△7,609	8,285
15 前渡金の増減額(△は増加)		△16,902	284,494	61,515
16 未払金の増減額(△は減少)		△7,237	111,089	△42,178
17 前受金の増減額(△は減少)		△44,634	△88,019	△341,808
18 その他の流動資産の増減額(△は増加)		7,819	2,553	12,852
19 その他の流動負債の増減額(△は減少)		△45,817	35,232	△69,077
小計		△902,450	△1,165,421	△1,993,532
20 利息の受取額		8,863	23,059	30,837
21 法人税等の支払額		△12,867	△11,263	△13,548
営業活動によるキャッシュ・フロー		△906,453	△1,153,625	△1,976,242

		前中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
1 定期預金の預入による支出		△300,000	—	△300,000
2 定期預金の払戻による収入		—	300,000	—
3 有価証券の取得による支出		△1,495,609	△1,501,595	△4,398,785
4 有価証券の償還による収入		—	2,400,000	1,300,000
5 信託受益権の取得による支出		△500,000	—	—
6 有形固定資産の取得による支出		△8,801	△24,174	△22,781
7 有形固定資産の売却による収入		—	232	—
8 無形固定資産の取得による支出		△28,592	△35,487	△57,137
9 投資有価証券の取得による支出		△120,000	△422,570	△160,000
10 連結子会社株式の追加取得による支出		—	—	△12,200
11 長期前払費用の増加による支出		—	—	△8,762
12 譲渡性預金の預入による支出		△500,000	—	—
13 譲渡性預金の払戻による収入		300,000	—	—
14 敷金保証金の差入による支出		—	—	△12,666
15 敷金保証金の回収による収入		100	—	3,877
投資活動によるキャッシュ・フロー		△2,652,903	716,405	△3,668,456
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
1 株式の発行による収入		7,392,220	18,334	7,446,496
財務活動によるキャッシュ・フロー		7,392,220	18,334	7,446,496
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		12,391	△20,286	△4,029
V 現金及び現金同等物の増加額(△は減少)		3,845,254	△439,171	1,797,768
VI 現金及び現金同等物の期首残高		4,478,255	6,276,024	4,478,255
VII 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高		8,323,510	5,836,853	6,276,024

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間連結会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月 30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
1 連結の範囲に関する事項 すべての子会社を連結しております。 (1) 連結子会社…… 3社 アンジェス インク アンジェス ユーロ リミテッド ジェノメディア株式会社	1 連結の範囲に関する事項 同左	1 連結の範囲に関する事項 同左
2 持分法の適用に関する事項 非連結子会社及び関連会社がないため該当事項はありません。	2 持分法の適用に関する事項 同左	2 持分法の適用に関する事項 同左
3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社の中間決算日は中間連結決算日と一致しております。	3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 同左	3 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。
4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 (a) その他有価証券 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。 ② たな卸資産 (a) 原材料 移動平均法による原価法 (b) 仕掛品 個別法による原価法 (c) 貯蔵品 最終仕入原価法	4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 (a) その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。 ② たな卸資産 (a) 商品、原材料 同左 (b) 仕掛品 同左 (c) 貯蔵品 同左	4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 (a) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定) 時価のないもの 同左 ② たな卸資産 (a) 原材料 同左 (b) 仕掛品 同左 (c) 貯蔵品 同左

前中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3年～15年 機械装置 3年～4年 工具器具備品 3年～15年</p> <p>② 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、在外子会社等の資産及び負債は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における評価・換算差額等の為替換算調整勘定に含めて計上しております。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 同左</p> <p>② 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 同左</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 同左</p> <p>② 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部の為替換算調整勘定に含めて計上しております。</p>
<p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(5) —————</p>	<p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左	(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資としております。	5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左	5 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
<p>(減価償却方法の変更)</p> <p>当中間連結会計期間から、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降取得の固定資産については、改正法人税法に規定する償却方法により、減価償却費を計上しております。</p> <p>これによる営業損失、経常損失、税金等調整前中間純損失に与える影響は軽微であります。</p>		<p>(減価償却方法の変更)</p> <p>当連結会計年度から、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降取得の固定資産については、改正法人税法に規定する償却方法により、減価償却費を計上しております。</p> <p>これによる営業損失、経常損失、税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、セグメント情報の注記に記載のとおりであります。</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)
<p>(中間連結貸借対照表) 当中間連結会計期間から改正後の中間連結財務諸表規則に基づき「連結調整勘定」を「のれん」と表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書) 当中間連結会計期間から「連結調整勘定」を「のれん」と表示したことに伴い、営業活動によるキャッシュ・フローの「連結調整勘定償却額」を「のれん償却額」と表示しております。</p>	

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
	<p>(減価償却方法の変更) 当中間連結会計期間から、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 これによる営業損失、経常損失、税金等調整前中間純損失に与える影響は軽微であります。 なお、セグメント情報に与える影響は、セグメント情報の注記に記載のとおりであります。</p>	

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年6月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成19年12月31日)
<p>1 運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。 当座貸越 1,400,000千円 契約の総額 当中間連結 ー 千円 会計期間末 残高</p>	<p>1 運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。 当座貸越 1,900,000千円 契約の総額 当中間連結 ー 千円 会計期間末 残高</p>	<p>1 運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。 当座貸越 1,900,000千円 契約の総額 当連結会計 ー 千円 年度末残高</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
※1	※1 商品売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は、12,857千円であります。	※1
※2 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与手当 313,808千円 旅費交通費 45,145 支払手数料 77,028 外注費 714,525 研究用材料費 10,075 消耗品費 68,981 減価償却費 59,802 リース料 5,398	※2 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与手当 308,471千円 旅費交通費 35,762 支払手数料 105,518 外注費 804,394 研究用材料費 109,554 消耗品費 69,606 減価償却費 56,181	※2 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与手当 615,402千円 旅費交通費 91,519 支払手数料 199,434 外注費 1,477,101 研究用材料費 47,932 消耗品費 129,465 減価償却費 122,542
※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 39,618千円 給与手当 79,657 法定福利費 12,226 派遣社員費 7,994 広告宣伝費 7,244 旅費交通費 12,126 支払手数料 60,489 地代家賃 14,667 減価償却費 6,276 のれん償却額 5,729	※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 35,618千円 給与手当 95,277 法定福利費 13,285 派遣社員費 6,283 広告宣伝費 7,191 旅費交通費 13,954 支払手数料 56,642 地代家賃 17,846 減価償却費 6,685 のれん償却額 10,896	※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 75,186千円 給与手当 161,954 法定福利費 24,191 派遣社員費 16,784 広告宣伝費 10,995 旅費交通費 27,776 支払手数料 120,283 地代家賃 31,124 減価償却費 13,249 のれん償却額 15,534
※4 投資事業組合に係る業務受託料のうち、実質的に当社負担相当額となる2,976千円については、投資事業組合運用損失と相殺して表示しております。	※4 投資事業組合に係る業務受託料のうち、実質的に当社負担相当額となる2,976千円については、投資事業組合運用損失と相殺して表示しております。	※4 投資事業組合に係る業務受託料のうち、実質的に当社負担相当額となる5,952千円については、投資事業組合運用損失と相殺して表示しております。
※5	※5 「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(日本公認会計士協会 平成19年3月29日 会計制度委員会報告第7号)第32項の規定に基づき、のれんを償却したものであります。	※5
※6	※6 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。 機械装置 1,304千円	※6
※7 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 特許権 17,240千円	※7 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 工具器具備品 99千円 ソフトウェア 341 計 441	※7 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物 2,053千円 工具器具備品 611 特許権 20,810 ソフトウェア 401 原状回復費用 1,410 計 25,287

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)	103,662	13,017	—	116,679
合計	103,662	13,017	—	116,679

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加は、公募による新株の発行による増加が12,000株、オーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株の発行が314株、新株予約権等の権利行使による新株の発行による増加が703株であります。

2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	当中間連結会計期間末残高(千円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	9,261

当中間連結会計期間(自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)	117,213	298	—	117,511
合計	117,213	298	—	117,511

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加は、新株予約権等の権利行使による新株の発行による増加が298株であります。

2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	当中間連結会計期間末残高(千円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	38,418

前連結会計年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)	103,662	13,551	—	117,213
合計	103,662	13,551	—	117,213

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加は、公募による新株の発行による増加が12,000株、オーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株の発行が314株、新株予約権等の権利行使による新株の発行による増加が1,237株であります。

2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	当連結会計年度末残高(千円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	18,474

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年6月30日)	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日)	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年12月31日)
現金及び預金勘定 8,624,304千円	現金及び預金勘定 5,836,853千円	現金及び預金勘定 6,576,024千円
有価証券勘定 1,993,273	現金及び現金同等物 5,836,853千円	有価証券勘定 3,401,500
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 Δ 300,000		預入期間が3ヶ月を超える定期預金 Δ 300,000
預入期間が3ヶ月を超える譲渡性預金 Δ 500,000		取得日から償還日までの期間が3ヶ月を超える債権等 Δ 3,401,500
現金同等物に含まれない有価証券 Δ 1,494,067		現金及び現金同等物 6,276,024千円
現金及び現金同等物 8,323,510千円		

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月 30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月 31日)																										
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>3,510</td> <td>3,510</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>2,318千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>276</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,594</td> </tr> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>① 支払リース料</td> <td>2,816千円</td> </tr> <tr> <td>② 減価償却費相当額</td> <td>2,676</td> </tr> <tr> <td>③ 支払利息相当額</td> <td>91</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(5) 支払利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	工具器具備品	3,510	3,510	—	1年内	2,318千円	1年超	276	合計	2,594	① 支払リース料	2,816千円	② 減価償却費相当額	2,676	③ 支払利息相当額	91	<p>1</p>	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、期末残高相当額</p> <p>_____</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <p>_____</p> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>① 支払リース料</td> <td>625千円</td> </tr> <tr> <td>② 減価償却費相当額</td> <td>585</td> </tr> <tr> <td>③ 支払利息相当額</td> <td>7</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(5) 支払利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</p>	① 支払リース料	625千円	② 減価償却費相当額	585	③ 支払利息相当額	7
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																									
工具器具備品	3,510	3,510	—																									
1年内	2,318千円																											
1年超	276																											
合計	2,594																											
① 支払リース料	2,816千円																											
② 減価償却費相当額	2,676																											
③ 支払利息相当額	91																											
① 支払リース料	625千円																											
② 減価償却費相当額	585																											
③ 支払利息相当額	7																											

(有価証券関係)

1 その他有価証券で時価のあるもの

	前中間 連結会計期間末			当中間 連結会計期間末			前連結会計年度末		
	平成19年6月30日現在			平成20年6月30日現在			平成19年12月31日現在		
	取得原価 (千円)	中間連結貸 借対照表計 上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	中間連結貸 借対照表計 上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	連結貸借対 照表計上額 (千円)	差額 (千円)
① 株式	776,594	679,086	△97,508	1,199,165	778,629	△420,536	776,594	514,991	△261,602
② 債券	1,995,125	1,993,273	△1,852	2,902,484	2,901,319	△1,165	2,901,180	2,901,500	320
③ その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	2,771,720	2,672,359	△99,360	4,101,650	3,679,948	△421,701	3,677,775	3,416,492	△261,282

2 時価評価されていない有価証券

区分	前中間 連結会計期間末	当中間 連結会計期間末	前連結会計年度末
	平成19年6月30日現在	平成20年6月30日現在	平成19年12月31日現在
	中間連結貸借 対照表計上額 (千円)	中間連結貸借 対照表計上額 (千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券			
① 非上場株式	29,194	19,194	19,194
② 投資事業有限責任組合出資金	510,254	528,322	538,660
③ 信託受益権	—	—	500,000
④ その他	380	380	380
合計	539,829	547,896	1,058,234

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末、当中間連結会計期間末及び前連結会計年度末において、デリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

1 当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

株式報酬費用 8,041千円

2 スtock・オプションの内容及び規模

当中間連結会計期間において付与したストック・オプションは、以下のとおりであります。
提出会社

	平成19年ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	子会社従業員	4名
ストック・オプション数(注)1	普通株式	135株
付与日	平成19年5月9日	
権利確定条件	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	
対象勤務期間	平成19年5月9日から平成21年5月8日まで	
権利行使期間	平成21年5月9日から平成28年12月31日まで	
権利行使価格(円)		636,195
公正な評価単価(付与日)(円)		286,901

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

連結子会社(ジェノメディア株式会社)

	平成18年ストック・オプション②	
付与対象者の区分及び人数	同社従業員	2名
ストック・オプション数(注)1	普通株式	160株
付与日	平成19年2月27日	
権利確定条件	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	
対象勤務期間	平成19年2月27日から平成20年3月31日まで	
権利行使期間	平成20年4月1日から平成27年12月31日まで	
権利行使価格(円)		50,000
公正な評価単価(付与日)(円)(注)2		—

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 公正な評価単価に代え、本源的価値の見積りによっております。

当中間連結会計期間(自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)

1 当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

株式報酬費用 19,944千円

2 スtock・オプションの内容及び規模

当中間連結会計期間において付与したStock・オプションは、以下のとおりであります。

提出会社

	平成20年Stock・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 8名 子会社従業員 3名
Stock・オプション数 (注) 1	普通株式 390株
付与日	平成20年5月13日
権利確定条件	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。
対象勤務期間	平成20年5月13日から平成22年5月12日まで
権利行使期間	平成22年5月13日から平成29年12月31日まで
権利行使価格(円)	428,551
公正な評価単価(付与日) (円)	178,454

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

前連結会計年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

1 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

株式報酬費用 17,254千円

2 ストック・オプションの内容及び規模

当連結会計年度において付与したストック・オプションは、以下のとおりであります。

提出会社

	平成19年ストック・オプション①	平成19年ストック・オプション②
付与対象者の区分及び人数	子会社従業員 4名	当社従業員 11名 子会社従業員 1名
ストック・オプション数 (注) 1	普通株式 135株	普通株式 355株
付与日	平成19年5月9日	平成19年12月5日
権利確定条件	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。
対象勤務期間	平成19年5月9日から 平成21年5月8日まで	平成19年12月5日から 平成21年12月4日まで
権利行使期間	平成21年5月9日から 平成28年12月31日まで	平成21年12月5日から 平成28年12月31日まで
権利行使価格(円)	636,195	651,000
公正な評価単価(付与日) (円)	286,901	304,168

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

連結子会社(ジェノメディア株式会社)

	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	同社従業員 2名
ストック・オプション数 (注) 1	普通株式 160株
付与日	平成19年2月27日
権利確定条件	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。
対象勤務期間	平成19年2月27日から平成20年3月31日まで
権利行使期間	平成20年4月1日から平成27年12月31日まで
権利行使価格(円)	50,000
公正な評価単価(付与日) (円) (注) 2	—

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 公正な評価単価に代え、本源的価値の見積りによっております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度において、医薬事業の事業収益、営業利益の金額は全セグメントの事業収益の合計、営業利益の合計額の90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

本邦の事業収益の金額は全セグメントの事業収益の合計額の90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)

当社及び連結子会社は、日本、北米、欧州で活動を行っております。

従来、日本の全セグメントの売上高の合計、全セグメント資産の金額の合計に占める割合が、いずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しておりました。

当中間連結会計期間において、日本以外の全セグメントに占める割合が高まったため当中間連結会計期間より所在地別セグメント情報を開示しております。

	日本 (千円)	北米 (千円)	欧州 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
I 事業収益及び営業損益						
事業収益						
(1) 外部顧客に対する事業収益	506,201	—	—	506,201	—	506,201
(2) セグメント間の内部事業 収益又は振替高	—	156,955	8,875	165,830	(165,830)	—
計	506,201	156,955	8,875	672,032	(165,830)	506,201
事業費用	2,167,705	149,425	8,452	2,325,584	(167,817)	2,157,766
営業利益又は営業損失(△)	△1,661,503	7,529	422	△1,653,551	1,986	△1,651,564

- (注) 1 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
2 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。
(1) 北米……米国
(2) 欧州……英国
3 事業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能事業費用はありません。
4 「追加情報」に記載のとおり、当中間連結会計期間から、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
これによる所在地別セグメント情報に与える影響は軽微であります。

前連結会計年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

当社及び連結子会社は、日本、北米、欧州で活動を行っております。

従来、日本の全セグメントの売上高の合計、全セグメント資産の金額の合計に占める割合が、いずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しておりました。

当連結会計年度において、日本以外の全セグメントに占める割合が高まったため当連結会計年度より所在地別セグメント情報を開示しております。

	日本 (千円)	北米 (千円)	欧州 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
I 事業収益及び営業損益						
事業収益						
(1) 外部顧客に対する事業収益	1,720,098	—	—	1,720,098	—	1,720,098
(2) セグメント間の内部事業 収益又は振替高	—	346,622	23,812	370,435	(370,435)	—
計	1,720,098	346,622	23,812	2,090,534	(370,435)	1,720,098
事業費用	3,777,643	330,022	22,678	4,130,344	(370,501)	3,759,843
営業利益又は営業損失(△)	△2,057,544	16,600	1,133	△2,039,810	65	△2,039,744

(注) 1 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

(1) 北米……米国

(2) 欧州……英国

3 事業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能事業費用はありません。

4 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度から、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降取得の固定資産については、改正法人税法に規定する償却方法により、減価償却費を計上しております。

これによる所在地別セグメント情報に与える影響は軽微であります。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
1株当たり純資産額 112,755円54銭	1株当たり純資産額 89,679円00銭	1株当たり純資産額 104,571円65銭
1株当たり中間純損失 8,512円93銭	1株当たり中間純損失 13,376円27銭	1株当たり当期純損失 15,154円20銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、ストック・オプション制度導入に伴う新株引受権及び新株予約権残高がありますが、1株当たり中間純損失が計上されているため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、ストック・オプション制度導入に伴う新株引受権及び新株予約権残高がありますが、1株当たり中間純損失が計上されているため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、ストック・オプション制度導入に伴う新株引受権及び新株予約権残高がありますが、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下の通りであります。

	前中間連結会計期間末 (平成19年6月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成19年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	13,233,841	10,576,687	12,305,527
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	77,637	38,418	48,370
(うち新株予約権)	(9,261)	(38,418)	(18,474)
(うち少数株主持分)	(68,375)	(—)	(29,896)
普通株式にかかる中間期末(期末)の純資産額(千円)	13,156,203	10,538,268	12,257,157
中間期末(期末)の普通株式の数(株)	116,679	117,511	117,213

2 1株当たり中間(当期)純損失の算定上の基礎は以下の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
中間(当期)純損失(千円)	945,588	1,570,248	1,728,450
普通株式に係る中間(当期)純損失(千円)	945,588	1,570,248	1,728,450
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	111,077	117,391	114,057
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	旧商法第280条ノ19及び新規事業創出促進法第11条の5に基づく特別決議による新株引受権(新株引受権の目的となる株式の数4,835株)及び新株予約権(新株予約権の数4,314個)	旧商法第280条ノ19及び新規事業創出促進法第11条の5に基づく特別決議による新株引受権(新株引受権の目的となる株式の数4,043株)及び新株予約権(新株予約権の数3,999個)	旧商法第280条ノ19及び新規事業創出促進法第11条の5に基づく特別決議による新株引受権(新株引受権の目的となる株式の数4,341株)及び新株予約権(新株予約権の数3,959個)

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月 30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
		<p>1 スtock・オプション</p> <p>平成20年 2月 25日開催の取締役会及び平成20年 3月 28日開催の定時株主総会の決議に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権の付与を行うものであります。</p> <p>(1) 株式の種類：普通株式</p> <p>(2) 新株予約権の予定総数： 1,000個を上限とする。</p> <p>(3) 新株予約権の発行価額：無償</p> <p>(4) 1株当たりの払込価額： 新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引の成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権を発行する日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に取引が無い場合は、その日に先立つ直近日の終値)を下回る場合には、当該終値を払込価額とする。</p> <p>(5) 新株予約権の行使期間： 平成20年 3月 28日開催の定時株主総会の決議日の翌日より2年間経過した日から当該決議日後10年以内の範囲で、取締役会が定める期間。</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成19年6月30日)		当中間会計期間末 (平成20年6月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成19年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		8,400,254		5,526,057		6,458,681	
2 売掛金		99,323		45,626		98,221	
3 有価証券		1,993,273		2,901,319		3,401,500	
4 たな卸資産		450,361		702,305		569,480	
5 前渡金		800,024		455,487		721,606	
6 前払費用		26,974		25,048		26,962	
7 関係会社短期貸付金		—		300,000		—	
8 立替金		3,521		7,236		2,552	
9 信託受益権		500,000		—		—	
10 その他	※2	33,393		27,477		61,720	
貸倒引当金		—		△300,000		—	
流動資産合計		12,307,127	84.7	9,690,560	84.0	11,340,725	84.5
II 固定資産							
1 有形固定資産							
(1) 建物		40,745		40,055		40,055	
減価償却累計額		△20,527	20,217	△23,966	16,089	△22,300	17,754
(2) 機械装置		2,143		2,143		2,143	
減価償却累計額		△2,051	91	△2,060	82	△2,051	91
(3) 工具器具備品		315,615		330,070		315,188	
減価償却累計額		△244,855	70,760	△270,638	59,432	△256,348	58,839
有形固定資産合計		91,069	0.6	75,603	0.7	76,685	0.6
2 無形固定資産		272,394	1.9	248,756	2.2	256,078	1.9
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		1,218,915		1,326,525		1,073,226	
(2) 関係会社株式		520,006		61,684		532,206	
(3) 長期前払費用		84,358		81,138		87,028	
(4) 敷金保証金		38,285		47,174		47,174	
投資その他の資産 合計		1,861,566	12.8	1,516,523	13.1	1,739,636	13.0
固定資産合計		2,225,030	15.3	1,840,884	16.0	2,072,400	15.5
資産合計		14,532,157	100.0	11,531,444	100.0	13,413,125	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成19年6月30日)		当中間会計期間末 (平成20年6月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成19年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 買掛金		116,102		100,062		107,430	
2 未払金		102,586		580,480		71,397	
3 未払費用		4,996		5,412		4,637	
4 未払法人税等		20,895		20,973		31,724	
5 前受金		961,352		576,159		664,178	
6 預り金		12,262		8,212		7,162	
流動負債合計		1,218,195	8.4	1,291,300	11.2	886,531	6.6
負債合計		1,218,195	8.4	1,291,300	11.2	886,531	6.6
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		9,411,460	64.8	9,448,618	81.9	9,439,094	70.3
2 資本剰余金							
資本準備金		7,722,202		7,759,361		7,749,837	
資本剰余金合計		7,722,202	53.1	7,759,361	67.3	7,749,837	57.8
3 利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		△3,765,991		△6,621,419		△4,455,592	
利益剰余金合計		△3,765,991	△25.9	△6,621,419	△57.4	△4,455,592	△33.2
株主資本合計		13,367,671	92.0	10,586,560	91.8	12,733,339	94.9
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金		△62,971	△0.5	△384,834	△3.3	△225,219	△1.7
評価・換算差額等 合計		△62,971	△0.5	△384,834	△3.3	△225,219	△1.7
III 新株予約権		9,261	0.1	38,418	0.3	18,474	0.2
純資産合計		13,313,961	91.6	10,240,143	88.8	12,526,594	93.4
負債純資産合計		14,532,157	100.0	11,531,444	100.0	13,413,125	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)			当中間会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)			前事業年度 要約損益計算書 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)		
		金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
I 事業収益										
1 商品売上高	※1	—			24,432			—		
2 研究開発事業収益		672,328	672,328	100.0	480,391	504,823	100.0	1,679,801	1,679,801	100.0
II 事業費用										
1 売上原価	※1	—			11,574			—		
2 研究開発費		1,400,077			1,634,368			2,909,536		
3 販売費及び 一般管理費		278,218	1,678,296	249.6	316,371	1,962,314	388.7	574,096	3,483,633	207.4
営業損失			1,005,967	△149.6		1,457,491	△288.7		1,803,832	△107.4
III 営業外収益	※2		84,249	12.5		91,102	18.1		226,889	13.5
IV 営業外費用	※3		50,212	7.5		25,624	5.1		64,823	3.9
経常損失			971,930	△144.6		1,392,013	△275.7		1,641,766	△97.8
V 特別損失	※4		17,240	2.6		770,908	152.7		34,100	2.0
税引前中間(当期) 純損失			989,171	△147.2		2,162,921	△428.4		1,675,867	△99.8
法人税、住民税 及び事業税			2,905	0.4		2,905	0.6		5,810	0.3
中間(当期)純損失			992,076	△147.6		2,165,826	△429.0		1,681,677	△100.1

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金	
			繰越利益剰余金	
平成18年12月31日残高(千円)	5,693,655	4,004,398	△2,773,915	6,924,138
中間会計期間中の変動額				
新株の発行 (公募増資及び新株予約権等の行使等)	3,717,804	3,717,804		7,435,609
中間純損失			△992,076	△992,076
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)				—
中間会計期間中の変動額合計(千円)	3,717,804	3,717,804	△992,076	6,443,533
平成19年6月30日残高(千円)	9,411,460	7,722,202	△3,765,991	13,367,671

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
平成18年12月31日残高(千円)	32,985	1,219	6,958,343
中間会計期間中の変動額			
新株の発行 (公募増資及び新株予約権等の行使等)			7,435,609
中間純損失			△992,076
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)	△95,956	8,041	△87,915
中間会計期間中の変動額合計(千円)	△95,956	8,041	6,355,618
平成19年6月30日残高(千円)	△62,971	9,261	13,313,961

当中間会計期間(自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
平成19年12月31日残高(千円)	9,439,094	7,749,837	△4,455,592	12,733,339
中間会計期間中の変動額				
新株の発行(新株予約権等の行使)	9,523	9,523		19,047
中間純損失			△2,165,826	△2,165,826
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)				—
中間会計期間中の変動額合計(千円)	9,523	9,523	△2,165,826	△2,146,779
平成20年6月30日残高(千円)	9,448,618	7,759,361	△6,621,419	10,586,560

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
平成19年12月31日残高(千円)	△225,219	18,474	12,526,594
中間会計期間中の変動額			
新株の発行(新株予約権等の行使)			19,047
中間純損失			△2,165,826
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)	△159,615	19,944	△139,670
中間会計期間中の変動額合計(千円)	△159,615	19,944	△2,286,450
平成20年6月30日残高(千円)	△384,834	38,418	10,240,143

前事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金	
			繰越利益剰余金	
平成18年12月31日残高(千円)	5,693,655	4,004,398	△2,773,915	6,924,138
事業年度中の変動額				
新株の発行 (公募増資及び新株予約権等の行使等)	3,745,439	3,745,439		7,490,878
当期純損失			△1,681,677	△1,681,677
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				—
事業年度中の変動額合計(千円)	3,745,439	3,745,439	△1,681,677	5,809,201
平成19年12月31日残高(千円)	9,439,094	7,749,837	△4,455,592	12,733,339

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
平成18年12月31日残高(千円)	32,985	1,219	6,958,343
事業年度中の変動額			
新株の発行 (公募増資及び新株予約権等の行使等)			7,490,878
当期純損失			△1,681,677
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△258,205	17,254	△240,951
事業年度中の変動額合計(千円)	△258,205	17,254	5,568,250
平成19年12月31日残高(千円)	△225,219	18,474	12,526,594

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

前中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月 30日)	前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月 31日)
<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>① その他有価証券 時価のあるもの 中間決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>② 子会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>① 原材料 移動平均法による原価法</p> <p>② 仕掛品 個別法による原価法</p> <p>③ 貯蔵品 最終仕入原価法</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>① その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>② 子会社株式 同左</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>① 商品、原材料 同左</p> <p>② 仕掛品 同左</p> <p>③ 貯蔵品 同左</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>① その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>② 子会社株式 同左</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>① 原材料 同左</p> <p>② 仕掛品 同左</p> <p>③ 貯蔵品 同左</p>
<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 3年～15年 機械装置 3年～4年 工具器具備品 3年～15年</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法によっております。</p>	<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>	<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>

前中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左	3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4 引当金の計上基準 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。	4 引当金の計上基準 貸倒引当金 同左	4 引当金の計上基準 貸倒引当金 同左
5 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	5 —————	5 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左	6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
<p>(減価償却方法の変更)</p> <p>当中間会計期間から、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降取得の固定資産については、改正法人税法に規定する償却方法により、減価償却費を計上しております。</p> <p>これによる営業損失、経常損失、税引前中間純損失に与える影響は軽微であります。</p>	—————	<p>(減価償却方法の変更)</p> <p>当事業年度から、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降取得の固定資産については、改正法人税法に規定する償却方法により、減価償却費を計上しております。</p> <p>これによる営業損失、経常損失、税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。</p>

追加情報

前中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
—————	<p>(減価償却方法の変更)</p> <p>当中間会計期間から、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>これによる営業損失、経常損失、税引前中間純損失に与える影響は軽微であります。</p>	—————

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年6月30日)	当中間会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末 (平成19年12月31日)
<p>1 運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当座貸越 1,400,000千円 契約の総額</p> <p>当中間期末 ー 千円 残高</p> <p>※2 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未収消費税等とし、流動資産の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>1 運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当座貸越 1,900,000千円 契約の総額</p> <p>当中間期末 ー 千円 残高</p> <p>※2 消費税等の取扱い</p> <p>同左</p>	<p>1 運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当座貸越 1,900,000千円 契約の総額</p> <p>当期末残高 ー 千円</p> <p>※2 ー</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
<p>※1 ー</p> <p>※2 営業外収益の主要な項目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>受取利息 9,191千円 有価証券利息 927 為替差益 8,407 補助金収入 51,927</p> <p>※3 営業外費用の主要な項目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>株式交付費 42,290千円 投資事業組合 7,921 運用損失</p> <p>※4 ー</p> <p>5 減価償却実施額は次のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 20,182千円 無形固定資産 31,776</p>	<p>※1 商品売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は、12,857千円であります。</p> <p>※2 営業外収益の主要な項目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>受取利息 11,233千円 有価証券利息 15,693 補助金収入 55,525</p> <p>※3 営業外費用の主要な項目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>株式交付費 712千円 投資事業組合 7,633 運用損失 為替差損 17,279</p> <p>※4 特別損失の主要な項目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>関係会社 470,522千円 株式評価損 関係会社 貸倒引当金 300,000 繰入額</p> <p>5 減価償却実施額は次のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 16,160千円 無形固定資産 32,106</p>	<p>※1 ー</p> <p>※2 営業外収益の主要な項目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>受取利息 24,531千円 有価証券利息 13,101 補助金収入 166,213</p> <p>※3 営業外費用の主要な項目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>株式交付費 43,132千円 投資事業組合 15,676 運用損失 為替差損 6,014</p> <p>※4 ー</p> <p>5 減価償却実施額は次のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 42,288千円 無形固定資産 63,804</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度において、該当事項はありません。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月 30日)	前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月 31日)																										
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>3,510</td> <td>3,510</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>2,318千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>276</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,594</td> </tr> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>① 支払リース料</td> <td>2,816千円</td> </tr> <tr> <td>② 減価償却費相当額</td> <td>2,676</td> </tr> <tr> <td>③ 支払利息相当額</td> <td>91</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(5) 支払利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	工具器具備品	3,510	3,510	—	1年内	2,318千円	1年超	276	合計	2,594	① 支払リース料	2,816千円	② 減価償却費相当額	2,676	③ 支払利息相当額	91	1	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、期末残高相当額</p> <p>_____</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <p>_____</p> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>① 支払リース料</td> <td>625千円</td> </tr> <tr> <td>② 減価償却費相当額</td> <td>585</td> </tr> <tr> <td>③ 支払利息相当額</td> <td>7</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(5) 支払利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</p>	① 支払リース料	625千円	② 減価償却費相当額	585	③ 支払利息相当額	7
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																									
工具器具備品	3,510	3,510	—																									
1年内	2,318千円																											
1年超	276																											
合計	2,594																											
① 支払リース料	2,816千円																											
② 減価償却費相当額	2,676																											
③ 支払利息相当額	91																											
① 支払リース料	625千円																											
② 減価償却費相当額	585																											
③ 支払利息相当額	7																											

(有価証券関係)

前中間会計期間末、当中間会計期間末及び前事業年度末において子会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)	前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
		<p>1 ストック・オプション</p> <p>平成20年 2月25日開催の取締役会及び平成20年 3月28日開催の定時株主総会の決議に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権の付与を行うものであります。</p> <p>(1) 株式の種類：普通株式</p> <p>(2) 新株予約権の予定総数：1,000個を上限とする。</p> <p>(3) 新株予約権の発行価額：無償</p> <p>(4) 1株当たりの払込価額：新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引の成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権を発行する日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に取引が無い場合は、その日に先立つ直近日の終値)を下回る場合には、当該終値を払込価額とする。</p> <p>(5) 新株予約権の行使期間：平成20年 3月28日開催の定時株主総会の決議日の翌日より2年間経過した日から当該決議日後10年以内の範囲で、取締役会が定める期間。</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第9期(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日) 平成20年3月31日関東財務局
長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年9月3日

アンジェス MG株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井 上 隆 司 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 片 岡 久 依 ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアンジェス MG株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、アンジェス MG株式会社及び連結子会社の平成19年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年9月5日

アンジェス MG株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 片岡久依 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 勢志元 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアンジェス MG株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年1月1日から平成20年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、アンジェス MG株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年1月1日から平成20年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年9月3日

アンジェス MG株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井 上 隆 司 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 片 岡 久 依 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアンジェス MG株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アンジェス MG株式会社の平成19年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年9月5日

アンジェス MG株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 片岡久依 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 勢志元 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアンジェス MG株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（平成20年1月1日から平成20年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アンジェス MG株式会社の平成20年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年1月1日から平成20年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。